

性暴力対策アドバイザー派遣事業について (講義説明編)

福岡県 生活安全課
性暴力・犯罪被害対策係

この動画では、「性暴力対策アドバイザー派遣事業」の講義を受けるに当たっての確認事項について説明します。

説明項目

1. 授業の展開例
2. 使用テキストについて
3. 安全に講義を実施するために
4. 講義実施前後に学校において実施すべき事項

説明項目は「1. 授業の展開例」「2. 使用テキスト及び事例選択について」「3. 安全に講義を実施するために」「4. 講義実施前後に学校において実施すべき事項」の4項目です。

1. 授業の展開例

時間	主な内容	留意点
導入 5分	1. 講師の自己紹介 2. 受講上の注意点	○受講中に不調を来して退出したい等の場合に学校の教師に申し出て良いこと等を伝える。
展開 35分	1. 授業のねらいや全体像を知る 2. 講師からの講義	○授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像を説明する。 ○講師からの一方向のみではなく、講師と児童生徒の双方向や児童生徒間での対話が生まれるよう、質問と挙手やワーク等を用いてやりとりを行う。
まとめ等 10分	1. 全体のまとめ 2. 質疑応答	○講師から、特にこれだけでも覚えておいてほしいということを改めて強調する。

(小学校高学年)

「1. 授業の展開例」について説明します。

まず、講師の自己紹介を行った後、「受講中に具合が悪くなり、退出したい場合は、教師に申し出をしてよいこと」や「授業の中で、発表をお願いする場面もあるが、『パス』もあり」等、授業に当たってのお願いについてお話しします。

次に、授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像について説明を行い、講義に入ります。

講義については、講師からの一方向のみではなく、講師と児童生徒の双方向や児童生徒間での対話が生まれるよう、質問と挙手やワークを用いてやり取りを行います。後ほど説明しますが、ワークが安全安心な枠組みの中で進行できるように、児童生徒だけでなく先生方にも参加いただきますので、ご協力をお願いいたします。

その後、全体のまとめを行い、質疑応答があれば対応します。
以上が授業全体の流れです。

テキストは配布いたしません。

配布資料は、授業の中で案内がある、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のカードの1点です。

授業日まで、生活安全課から学校に郵送しますので、授業の際に配布してください。

2. 使用テキストについて

- ・使用テキストについては、事前に配布している「小学校高学年 性暴力対策アドバイザー授業の手引き」を御確認ください。
- ・「授業の手引き」は福岡県生活安全課のホームページにも掲載しています。

(小学校高学年)

「2. 使用テキストについて」説明します。

事前に配布している「小学校高学年 性暴力対策アドバイザー授業の手引き」をあわせて御確認ください。

今からお示しするテキストは、県のホームページに手引きとして公表していますが、無断転載と二次転用禁止となっておりますので、ご注意ください。



テキストについて簡単に説明します。

小学校高学年のテキストのタイトルは「境界線」です。

授業でお話することは、おおきくわけて3点で、境界線ってなに？性の境界線、性暴力にあったとき、です。

まずはじめに、「あなたのからだはあなたのもの」という、授業を進める中での基本の考えを示します。

その後「境界線」の概念をイメージしてもらうために動画を視聴します。動画は2種類のうちのいずれかを選んでの視聴で、時間は約5分です。

「境界線」は自分を守る 相手を守る透明バリア



「からだの境界線」

あなたのからだはあなたのもの
だれと、どれくらい距離をとるかはおあなたが決められる



「持ち物の境界線」

持ち物やお金にも境界線がある



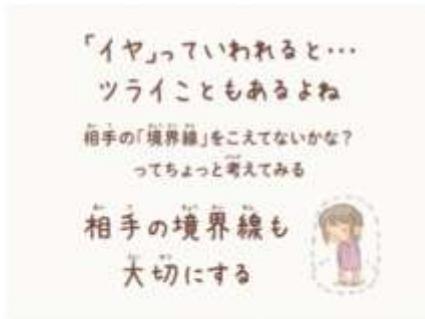
「きもちや考え方の境界線」

あなたのこころはあなたのもの
どんなきもちももっていい、
何を大切にするかはおあなたが決められる



動画視聴後に、動画の復習をします。

「境界線」の概念を「境界線は自分を守る、相手を守る透明バリア」と示し、その上でここでは「からだの境界線」「持ち物の境界線」「きもちや考え方の境界線」について再度説明します。

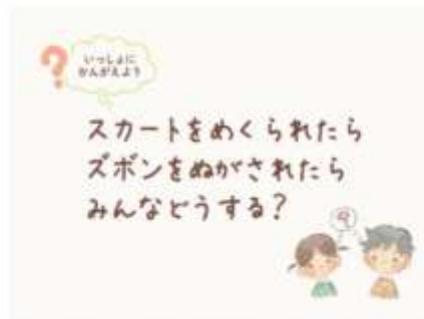
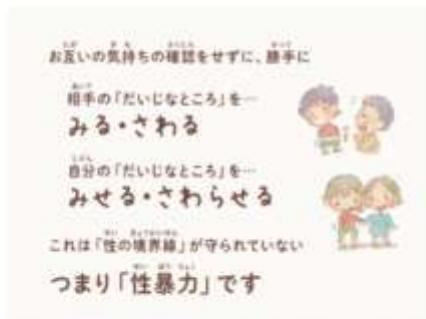


「境界線」の復習が終わった後、「どんなときが「境界線」のピンチかな？」というワークを行います。ワークの展開については、後ほど詳しく説明いたします。

ワークの後、まずは、境界線がピンチのときに、自分を守るための方法としてここでは3点、「イヤだ」と相手に伝える、その場を離れる、味方になってくれる大人に話してみる、を権利として提示します。

その後に、相手の境界線を守るためには、相手の「イヤ」を受け入れることが大切だということ共有します。

続いて、境界線をこえるときは言葉でお互いの気持ちを確かめること、が大切だと伝えます。



ここからは、いろいろあった境界線の中でも、特に「性の境界線」についての話を続けていきます。

まず「自分だけのだいじなところ・プライベートゾーン」について「体操服で隠れるところ」と説明します。

その上で、お互いの気持ちを確認せずに、勝手に、相手の「だいじなところ」をみる／さわる、自分の「だいじなところ」をみせる／さわらせる、という状況は、「性の境界線」が守られていない、つまり「性暴力」にあたるということを説明します。

続いて「スカートをめくられたらズボンをぬがされたら、みんなどうする？」という問いかけで、「性の境界線のピンチのとき」つまり「性暴力」にあったときに、自分を守るための方法を一緒に考えます。

実施される学年でこの事例が実際に起こっている場合は、「もし着替えているところをのぞかれたら、みんなどうする？」など、違う例に差し替えることにしていますので、お申し出ください。

性暴力にあったとき

- その場をはなれる
- 味方になってくれる大人に話していい

ひとりじゃないよ



性暴力被害者支援センター・ふくおか

24時間365日、電話で相談できます。
名前や学校を言わなくてもいいです。
秘密を守ります。



- ①「境界線」は自分を守る、相手を守る透明バリア
- ②自分の「境界線」のピンチに気づこう
- ③「境界線」を大切にしよう
- ④性暴力を受けた時は、味方になってくれる大人に話してみよう

あなたのからだはあなたのもの
あなたのこころもあなたのもの

性暴力にあったとき、に選べることとして、ここでは2点、その場を離れる、味方になってくれる大人に話していい、と伝えます。特に、味方になってくれる大人に話していい、ひとりで抱え込まなくていい、ということを伝えます。

味方になってくれる大人に話すことのひとつとして、性暴力被害者支援センター・ふくおか、を案内します。

それから、今日の授業のまとめを行います。

最後に、改めて「あなたのからだはあなたのもの あなたのこころもあなたのもの」という大切にしたい基本的な考え方を示し、この授業は終わります。



ここでワーク「どんなときが『境界線』のピンチかな？」の展開について説明をします。

まず、このワークの目的は、自分に境界線があるということを知ること。そして、そのピンチに気づくこと。です。

ワークが安全安心な枠組みの中で進行できるように、まずは、先生方に「先生にとって、どんなときが『境界線』のピンチですか？」と振ることにしています。先生方は後ほど流す「境界線ってなに？」の動画の中にある例を参考にしながら、お答えください。注意点については、配布しております「性暴力対策アドバイザー派遣事業の実施に当たってのチェックリスト」にも記載をしているので、併せて御確認ください。

先生方が答えた境界線のピンチが、いろいろあった境界線の中でどれにあてはまるかや、ピンチを感じたときにどのような気持ちになるかななどを共有した後に、グループの中で話し合ってもらい発表を促します。

授業の展開例のところの説明したように、発表は強制ではありません。「パス」もありというルールの中で、ワークは進行していきます。

プライベートゾーンが
“体操服で隠れる部分”なのは、どうして？

“水着で隠れる部分”という説明だと、
身体的な性差（性別）によってプライベートゾーンは違う
という考え方が基本にあるように捉えられる。

からだ・気持ちや考え方
性のことを考えるとき、
まずは人として対等であること、
大切なところは誰でも同じ、
を前提として考えていきたいから。



続いて、プライベートゾーンについて、
一般的には「水着で隠れるところ」とされることが多い中で、このテキストでは「体操服で
隠れるところ」としている理由について説明します。

水着で隠れる部分という説明だと、女性・男性という身体的な性差でだいたいなところは違
う、という考え方が基本にあるように捉えられるためです。
からだ、気持ちや考え方、性のことを考えるとき、性差に関わらず、まずは人として対等
であることを示すために、プライベートゾーンは「体操服で隠れるところ」と説明していま
す。

3. 安全に講義を実施するために

◇性暴力とは(「福岡県 性暴力根絶に向けた指針」から抜粋)

性暴力とは、望まない・同意のない性的な行為や発言である。
性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害である。

【性暴力の例】

- ・同意のない、体への接触
- ・同意なく、身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行うこと
- ・痴漢、盗撮、着替えやトイレ・入浴をのぞくこと
- ・性的な画像や写真等を見せる、送りつける及び送るよう要求すること並びにネットに配信すること
- ・性的な冗談やからかい、AVへの出演強要、セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為

12

続いて、安全に講義を実施するためにお願いしていることについて説明します。

まず、安全に講義を実施するために、前提として知っておいていただきたい「性暴力」についてお話をします。

性暴力とは「望まない・同意のない性的な行為や発言である。性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害で」す。

性暴力の具体的な例は、

- ・同意のない、体への接触
- ・同意なく、身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行うこと
- ・痴漢、盗撮、着替えやトイレ・入浴をのぞくこと
- ・性的な画像や写真等を見せる、送りつける及び送るよう要求すること並びにネットに配信すること
- ・性的な冗談やからかい、AVへの出演強要、セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為 です。

3. 安全に講義を実施するために

○事前準備

- ・保護者向け通知を発出
 - 保護者に対して、講義を実施する趣旨や講義の概要等の説明
 - 児童生徒に配慮が必要な場合は学校に相談してもらうよう通知
(参考:実施要項 資料2「保護者通知文書の例」)
 - 配布の際は、受講児童生徒への事前アナウンスを行う
(参考:実施要項 資料3「受講児童生徒への事前アナウンスの案」)
- ・児童生徒や保護者から相談があった場合、学校で被害事実について把握している場合
 - 事前に児童生徒に個別に面談を行い、当該児童生徒が講義に参加する意向があるかどうか確認し、当該児童生徒が参加する場合は方法や必要な対応等について検討
(参考:実施要項 資料4「個別対応が必要な児童生徒への対応について」)

具体的な対応について説明します。
実施要項をあわせてごらんください。

事前準備として「保護者向け通知の発出」及び「相談があった場合の個別対応」をお願いしています。

授業実施前に、保護者向け通知の発出をお願いしています。
実施要項資料2「保護者通知文書の例」を参考に、
講義を実施する趣旨や講義の概要等について、お知らせしてください。
また、児童・生徒に配慮が必要な場合には、学校に相談してもらうようにしてください。
通知の配布の際は、実施要項資料3「受講児童生徒への事前アナウンスの案」を参考に、アナウンスをしてください。

実際に、児童・生徒や保護者から相談があった場合、また、学校が現時点で被害事実について把握している場合は、
実施要項資料4「個別対応が必要な児童生徒への対応について」を参考に御対応をお願いします。

3. 安全に講義を実施するために

○講義実施

・講義中

→児童生徒の表情や様子を見守り、具合が悪そうな時は声掛け

○講義実施後

・児童生徒から被害の相談があった場合

→被害について聞きすぎないようにする

→市町村や県・市町村教育委員会、児童相談所、
性暴力被害者支援センター・ふくおか等につないてください。

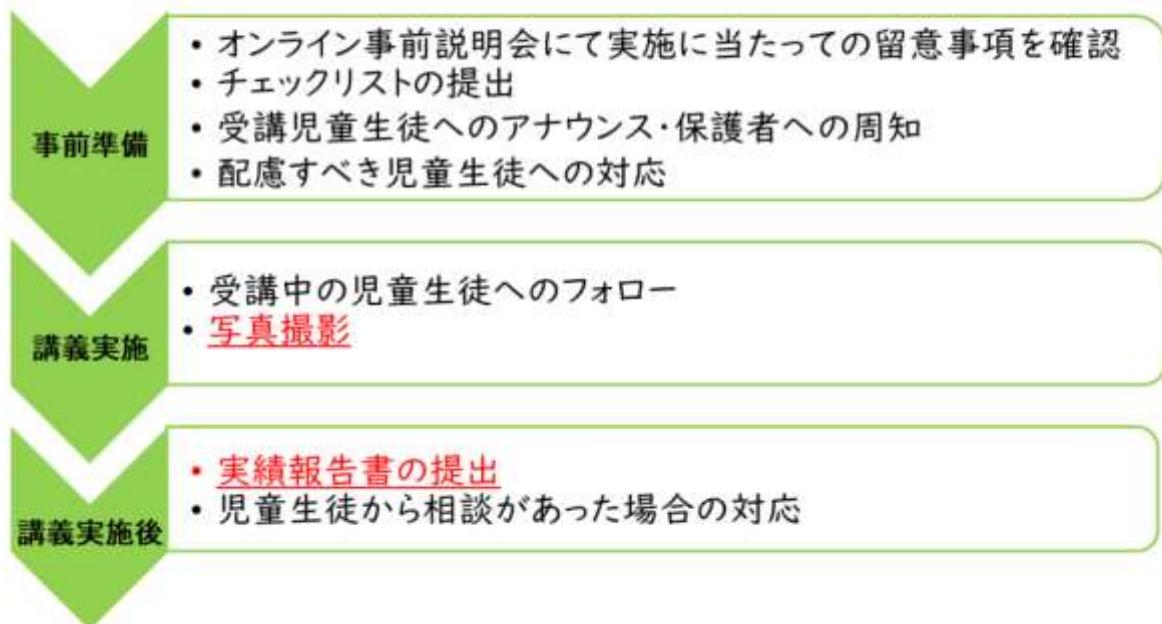
講義実施の際には、児童・生徒の様子を見守り、具合が悪そうな時は声をかけてください。

講義実施後に、児童・生徒から被害の相談がある場合があります。

先生が被害について聞きすぎないようにして、市町村や県・市町村教育委員会、児童相談所、

性暴力被害者支援センター・ふくおか 等につなぐようにしてください。

4. 講義実施前後に学校において実施すべき事項



15

「4. 講義実施前後に学校において実施すべき事項」について説明します。

事前準備についてです。

本オンライン事前説明会で、実施に当たっての留意事項を確認しています。

各学校におかれては、この説明会を受け、後ほど説明するチェックリストの提出をお願いします。

また、「3. 安全に講義を実施するために」で説明しているとおり、受講する児童生徒へのアナウンスや保護者への通知、配慮すべき児童生徒がいる場合はその対応をお願いします。

講義実施についてです。

当日は「3. 安全に講義を実施するために」で説明しているとおり、

受講中の児童生徒へのフォローをお願いします。

また、実績報告書の提出の際に必要なため、写真撮影をお願いします。

児童生徒の顔を写す必要はありません。

講義実施後についてです。

速やかに「実績報告書」の作成・提出をお願いします。

また、「3. 安全に講義を実施するために」で説明しているとおり、

児童・生徒から相談があった場合の対応をお願いします。



ありがとうございました

説明は以上です。
ご視聴ありがとうございました。

性暴力対策アドバイザー派遣事業について (講義説明編)

福岡県 生活安全課
性暴力・犯罪被害対策係

この動画では、「性暴力対策アドバイザー派遣事業」の講義を受けるに当たっての確認事項について説明します。

説明項目

1. 授業の展開例
2. 使用テキスト及び事例選択について
3. 安全に講義を実施するために
4. 講義実施前後に学校において実施すべき事項

説明項目は「1. 授業の展開例」「2. 使用テキスト及び事例選択について」「3. 安全に講義を実施するために」「4. 講義実施前後に学校において実施すべき事項」の4項目です。

1. 授業の展開例

中学校

時間	主な内容	留意点
導入 5分	1. 講師の自己紹介 2. 受講上の注意点	○受講中に不調を来して退出したい等の場合に学校の教師に申し出て良いこと等を伝える。
展開 35分	1. 授業のねらいや全体像を知る 2. 講師からの講義	○授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像を説明する。 ○講師からの一方向のみではなく、講師と児童生徒の双方向や児童生徒間での対話が生まれるよう、質問と挙手やワーク等を用いてやりとりを行う。
まとめ等 10分	1. 全体のまとめ 2. 質疑応答	○講師から、特にこれだけでも覚えておいてほしいということを改めて強調する。

19

(中学校)

「1. 授業の展開例」について説明します。

まず、講師の自己紹介を行った後、「受講中に具合が悪くなり、退出したい場合は、教師に申し出をしてよいこと」や「授業の中で、発表をお願いする場面もあるが、『パス』もあり」等、授業に当たってのお願いについてお話しします。

次に、授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像について説明を行い、講義に入ります。

講義については、講師からの一方向のみではなく、講師と児童生徒の双方向や児童生徒間での対話が生まれるよう、質問と挙手やワークを用いてやり取りを行います。後ほど説明しますが、ワークが安全安心な枠組みの中で進行できるように、児童生徒だけでなく先生方にも参加いただきますので、ご協力をお願いいたします。

その後、全体のまとめを行い、質疑応答があれば対応します。
以上が授業全体の流れです。

テキストは配布いたしません。

配布資料は、授業の中で案内がある、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のカードの1点です。

授業日まで、生活安全課から学校に郵送しますので、授業の際に配布してください。

2. 使用テキスト及び事例選択について

- ・使用テキストについては、事前に配布している「中学校 性暴力対策アドバイザー授業の手引き」を御確認ください。
- ・「授業の手引き」は福岡県生活安全課のホームページにも掲載しています。

(中学校)

「2. 使用テキスト及び事例選択について」説明します。

事前に配布している「中学校 性暴力対策アドバイザー授業の手引き」をあわせて御確認ください。

今からお示するテキストは、県のホームページに手引きとして公表していますが、無断転載と二次転用禁止となっておりますので、ご注意ください。

性暴力について知る

あなたのからだはあなたのもの、
あなたのこころもあなたのもの。

自分がどうしたいかは、自分で決めていいんです。

今日おはなしすること

- ①「境界線」の話
- ②性暴力ってどんなこと？
- ③性暴力って何で起こるの？
「女らしさ」と「男らしさ」
対等でないとき
- ④もし性暴力にあったら

動画1 境界線ってなに？



テキストについて簡単に説明します。

中学校のテキストのタイトルは「性暴力について知る」です。

授業でお話することは、おおきくわけて4点で、「境界線」の話、性暴力ってどんなこと？、性暴力ってなんで起こるの？、もし性暴力にあったら、です。

まずはじめに、「あなたのからだはあなたのもの」という、授業を進める中での基本の考えを示します。

その後「境界線」の概念をイメージしてもらうために動画を視聴します。動画は2種類のうちのいずれかを選んでの視聴で、時間は約5分です。

いろいろ「境界線」

- 「からだの境界線」
 - 強し、とれてらい状態をとるかは、あなたが決められる。
- 「きもちや考え方の境界線」
 - どんな気持ちも持っている、何を大切にするかは、あなたが決められる。
- 「持ち物の境界線」
 - 持ち物やお金にも境界線がある。
- 「時間・空間の境界線」
 - 時間をどう使うか、どう過ごすかは、あなたが決められる。
- 「性の境界線」
 - 自分の性は自分だけのもの。

「境界線」は自分を守る 相手を守る透明バリア



いっしょに
かんがえよう

どんなときが
「境界線」の
ピンチかな？



プライベートゾーンとは？

体操服でかくれるところと口。



動画視聴後に、動画の復習をします。

「境界線」の概念を「境界線は自分を守る、相手を守る透明バリア」と示し、境界線の種類について説明します。

「境界線」の復習が終わった後、「どんなときが「境界線」のピンチかな？」というワークを行います。ワークの展開については、後ほど詳しく説明いたします。

ここまでがいろいろな境界線に共通した話で、ここからは、いろいろあった境界線の中でも、特に「性の境界線」についての話を続けていきます。

まず「プライベートゾーン」について「体操服で隠れるところと口」と説明します。

「性の境界線」をこえるときの確認

キスやハグなどをするときに、お互いの気持ちを確認すること

「性的同意」

- ① 言葉でお互いの気持ちを確かめ合うこと。
- ② 相手の気持ちまで、応えないといけないものではない
- ③ あなたのからだはあなたのもの。自分がどうするかは、自分で決めていい。



性暴力とは

あなたが望まない・同意のない性的な行為や発言はすべて性暴力。



「性暴力」ってどんなこと?

カラダに直接さわる性暴力

- プライベートゾーンをさわる、さわらせる
- ちかん
- デートDV
- 望まないキス など



「性暴力」ってどんなこと?

カラダに直接さわらない性暴力

- 体へのからかい、性についての傷つく言葉
- 下着を盗む
- エッチな画像や動画を見せる、性器を見せる
- のぞき・盗撮
- 裸の写真・動画などを、SNSで送りつける、送らせる、他の人に盗撮する など

次のスライドでは、「性の境界線」をこえるときの確認、という説明で「性的同意」について大切なポイントを共有します。
 その後に、性暴力の定義を明確に示し、具体的な性暴力の例を、身体に直接さわる性暴力と、身体に直接触らない性暴力にわけて示します。



「性暴力」ってどんなこと？

被害にあうと……

どんな反応が、どのくらい出るかは人それぞれ。
 反応が出たとしてもそれは自然なこと。
 本人だけでなく、家族や周りの人にも影響が広がることもある。
 長期にわたって影響が続くこともある。

「性暴力」ってどんなこと？

ネットと性暴力のおはなし

「性暴力」ってどんなこと？

同級生のふたりは、
 昔から自撮りを送りあっていました。
 性的な自撮りを送るように言われて、
 「見るのはこの子だけだし、
 まあいっか………」と思って送りました。

性暴力の被害にあうことでの影響について示した後で、性暴力の例として「ネットと性暴力」の事例をひとつ紹介します。
 続いて、性暴力が起こる背景を理解することを目的として作成したストーリー性のある事例をひとつ紹介します。

「ネットと性暴力のおはなし」は「自撮り」、

「性暴力」ってどんなこと？

SNSで知り合った同じ趣味を持つ友達。

「カラオケ行こう」と誘われ、

「ネットの人だけど、同性で同じ年だからいいかな」

と思って実際に会うと、

異性でかなり年上の人でした。



「性暴力」ってどんなこと？

SNS上で「家出しようかな」とつぶやいたところ、

知らない人から優しいコメントがきました。

「話聞くとよ」と言われ、会いに行きました。

実際に優しい人で「うちに泊めるよ」と

言ってくれました。



性暴力って何で起こるの？

女子Aさんと

男子の先輩のおはなし

性暴力って何で起こるの？

女子Aさんと

近所のお兄さんのおはなし

「趣味友」「家出」の3つの事例からひとつ、
「性暴力って何で起こるの？」は「先輩」「近所のお兄さん」の2つの事例からひとつを選択します。
事例を選択する際の留意点については、後ほど説明します。

何で性暴力って起こるの？

お互いの関係が
対等でない場面で起こります。



性暴力って何で起こるの？

「女らしさ」と「男らしさ」

- 女の子は大人しい方がいい、自己主張しちゃいけない。
- 女の子のイヤはイヤじゃない、男の子はちょっと強引でもいい。
- 男の子は、弱音をはいちいけない。

→「らしさ」にとらわれない
「自分のきもち」を見つけましょう。



もし「性暴力」にあったら

あなたが選べること

- 逃げる・距離をとる
- 信頼できる大人に相談する
- 病院などで適切なケアを受ける



もし「性暴力」にあったら

あなたが選べること

- ✓相手からの連絡には返信しない

逃げる
距離をとる



性暴力が起こる背景である、対等性とジェンダーバイアスの話を、事例を振り返りながら共有します。

その後、もし性暴力にあったときに選べることとして、ここでは3点、逃げる・距離をとる、信頼できる大人に相談する、病院などで適切なケアを受ける、ことを伝えます。

もし「性暴力」にあつたら

あなたの通へるこゝ

ひとりで抱え込まず、助けを求めよう。

- 担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラーなど自分が話せると思える学校の先生
- 保護者、いつも身近にいる人たちなど

信頼できる大人に、相談する権利をみんな持っています。



もし「性暴力」にあつたら

あなたの通へるこゝ

医 院

からだのケア

- 産婦人科
- 泌尿器科

※ 予約の必要で、緊急外来科・夜間診療科の受付あり。

こころのケア

- 心療内科
- 精神科

※ カウンセリング・薬の処方あり。

適切なケアを受けましょう。

性暴力被害者支援センター・ふくおか

24時間365日、電話で相談できます。

名前や学校を言わなくてもいいです。

秘密は守ります。



- あなたが望まない、同意のない性的な行為や発言はすべて性暴力です。
- 対等でない関係
- 〇〇らしき
- 「嫌悪録」のピンチ

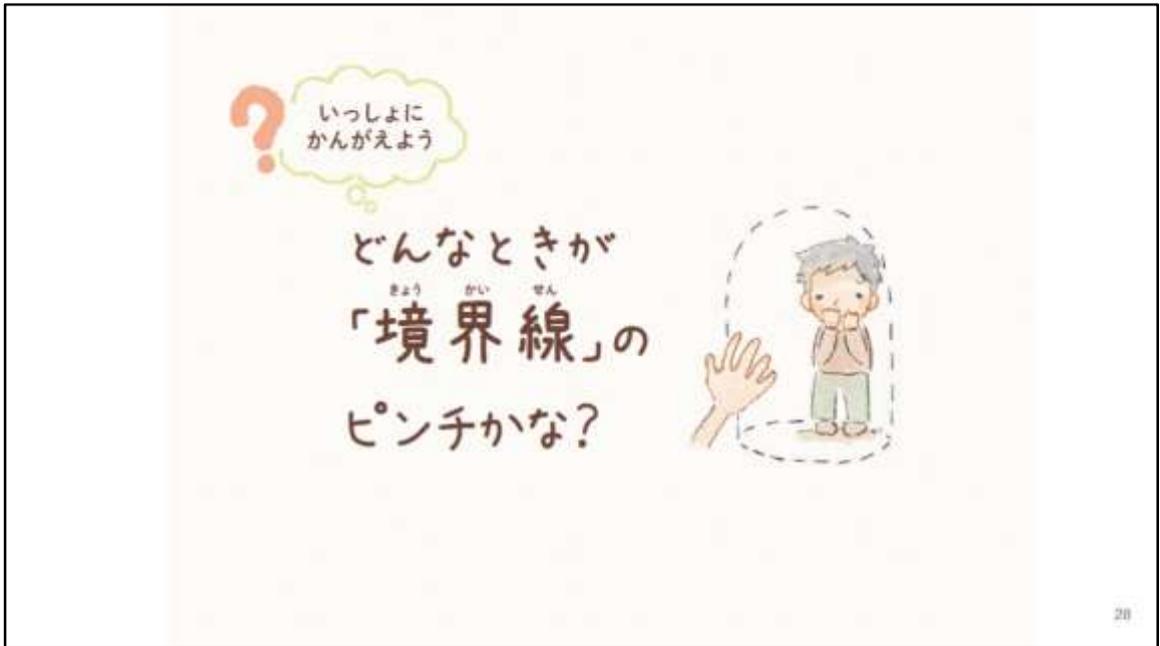
皆さんは、信頼できる大人に相談する権利を持っています。

あなたのからだはあなたのもの。
あなたのこころもあなたのもの。




先程あげた3点について、具体的な方法を示します。
その後、性暴力被害者支援センター・ふくおかを案内します。

今日の授業のまとめをした後に、改めて「あなたのからだはあなたのもの あなたのこころもあなたのもの」という大切にしたい基本の考え方を示し、この授業は終わります。



ここでワーク「どんなときが『境界線』のピンチかな？」の展開について説明をします。

まず、このワークの目的は、自分に境界線があるということを知ること。そして、そのピンチに気づくこと。です。

ワークが安全安心な枠組みの中で進行できるように、まずは、先生方に「先生にとって、どんなときが『境界線』のピンチですか？」と振ることにしています。先生方は後ほど流す「境界線ってなに？」の動画の中にある例を参考にしながら、お答えください。注意点については、配布しております「性暴力対策アドバイザー派遣事業の実施に当たってのチェックリスト」にも記載をしているので、併せて御確認ください。

先生方が答えた境界線のピンチが、いろいろあった境界線の中でどれにあてはまるかや、ピンチを感じたときにどのような気持ちになるかななどを共有した後に、グループの中で話し合ってもらい発表を促します。

授業の展開例のところの説明したように、発表は強制ではありません。「パス」もありというルールの中で、ワークは進行していきます。

【事例選択について】

○ネットと性暴力の話

「性暴力ってどんなこと？」

→自撮り／趣味友／家出 の事例から選択
(推奨は 自撮り>趣味友>家出 です)

※校内で似た事案が発生している場合は、
異なる事例を選択してください

先程の全体の説明でも触れましたが、「性暴力ってどんなこと？」の事例については3つあります。

推奨は「自撮り」「趣味友」「家出」の順ですが、校内で似た事案が発生している場合は、異なる事例を選択してください。

【事例選択について】

○性暴力って何で起こるの？
→先輩／近所のお兄さん

※校内で似た事案が発生している場合は、
異なる事例を選択してください

続いて「性暴力って何で起こるの？」の事例です。
事例については2つあります。
校内で似た事案が発生している場合は、異なる事例を選択してください。

プライベートゾーンが
"体操服で隠れる部分"なのは、どうして？

"水着で隠れる部分"という説明だと、
身体的な性差（性別）によってプライベートゾーンは違う
という考え方が基本にあるように捉えられる。

からだ・気持ちや考え方
性のことを考えるとき、
まずは人として対等であること、
大切なところは誰でも同じ、
を前提として考えていきたいから。



続いて、プライベートゾーンについて、
一般的には「水着で隠れるところ」とされることが多い中で、このテキストでは「体操服で
隠れるところ」としている理由について説明します。

水着で隠れる部分という説明だと、女性・男性という身体的な性差でだいたいなところは違
う、という考え方が基本にあるように捉えられるためです。
からだ、気持ちや考え方、性のことを考えるとき、性差に関わらず、まずは人として対等
であることを示すために、プライベートゾーンは「体操服で隠れるところ」と説明していま
す。

3. 安全に講義を実施するために

◇性暴力とは(「福岡県 性暴力根絶に向けた指針」から抜粋)

性暴力とは、望まない・同意のない性的な行為や発言である。
性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害である。

【性暴力の例】

- ・同意のない、体への接触
- ・同意なく、身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行うこと
- ・痴漢、盗撮、着替えやトイレ・入浴をのぞくこと
- ・性的な画像や写真等を見せる、送りつける及び送るよう要求すること並びにネットに配信すること
- ・性的な冗談やからかい、AVへの出演強要、セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為

32

続いて、安全に講義を実施するためにお願いしていることについて説明します。

まず、安全に講義を実施するために、前提として知っておいていただきたい「性暴力」についてお話をします。

性暴力とは「望まない・同意のない性的な行為や発言である。性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害で」す。

性暴力の具体的な例は、

- ・同意のない、体への接触
- ・同意なく、身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行うこと
- ・痴漢、盗撮、着替えやトイレ・入浴をのぞくこと
- ・性的な画像や写真等を見せる、送りつける及び送るよう要求すること並びにネットに配信すること
- ・性的な冗談やからかい、AVへの出演強要、セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為 です。

3. 安全に講義を実施するために

○事前準備

- ・保護者向け通知を発出
 - 保護者に対して、講義を実施する趣旨や講義の概要等の説明
 - 児童生徒に配慮が必要な場合は学校に相談してもらうよう通知
(参考:実施要項 資料2「保護者通知文書の例」)
 - 配布の際は、受講児童生徒への事前アナウンスを行う
(参考:実施要項 資料3「受講児童生徒への事前アナウンスの案」)
- ・児童生徒や保護者から相談があった場合、学校で被害事実について把握している場合
 - 事前に児童生徒に個別に面談を行い、当該児童生徒が講義に参加する意向があるかどうか確認し、当該児童生徒が参加する場合は方法や必要な対応等について検討
(参考:実施要項 資料4「個別対応が必要な児童生徒への対応について」)

具体的な対応について説明します。
実施要項をあわせてごらんください。

事前準備として「保護者向け通知の発出」及び「相談があった場合の個別対応」をお願いしています。

授業実施前に、保護者向け通知の発出をお願いしています。
実施要項資料2「保護者通知文書の例」を参考に、
講義を実施する趣旨や講義の概要等について、お知らせしてください。
また、児童・生徒に配慮が必要な場合には、学校に相談してもらうようにしてください。
通知の配布の際は、実施要項資料3「受講児童生徒への事前アナウンスの案」を参考に、アナウンスをしてください。

実際に、児童・生徒や保護者から相談があった場合、また、学校が現時点で被害事実について把握している場合は、
実施要項資料4「個別対応が必要な児童生徒への対応について」を参考に御対応をお願いします。

3. 安全に講義を実施するために

○講義実施

・講義中

→児童生徒の表情や様子を見守り、具合が悪そうな時は声掛け

○講義実施後

・児童生徒から被害の相談があった場合

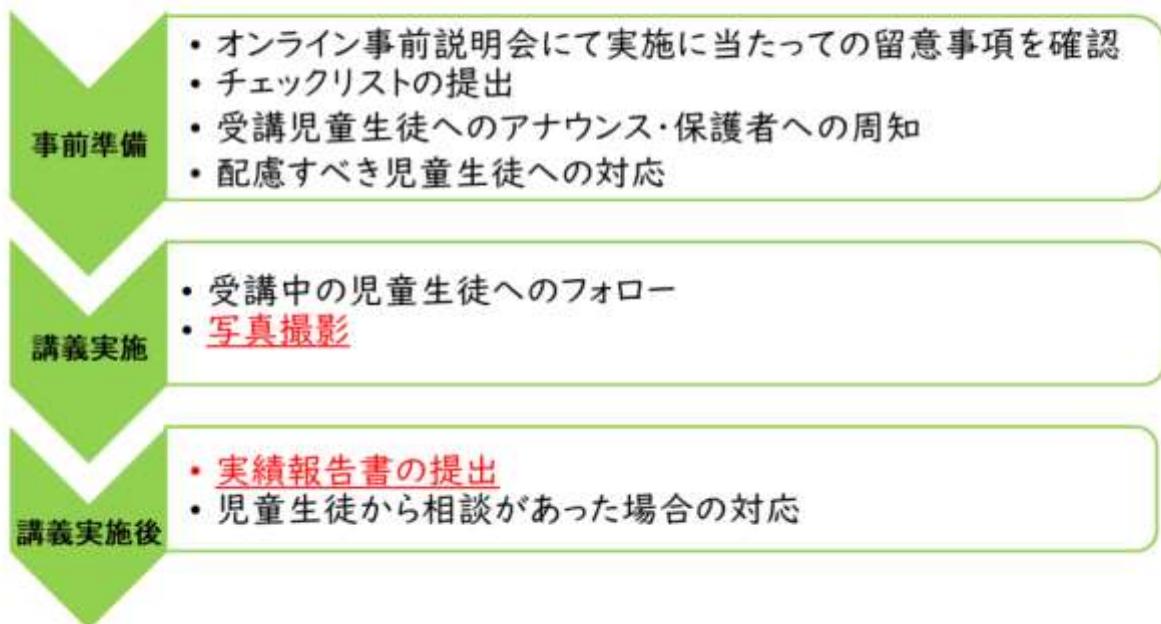
→被害について聞きすぎないようにする

→市町村や県・市町村教育委員会、児童相談所、
性暴力被害者支援センター・ふくおか等につないてください。

講義実施の際には、児童・生徒の様子を見守り、具合が悪そうな時は声をかけてください。

講義実施後に、児童・生徒から被害の相談がある場合があります。
先生が被害について聞きすぎないようにして、市町村や県・市町村教育委員会、児童相談所、
性暴力被害者支援センターふくおか 等につなぐようにしてください。

4. 講義実施前後に学校において実施すべき事項



35

「4. 講義実施前後に学校において実施すべき事項」について説明します。

事前準備についてです。

本オンライン事前説明会で、実施に当たっての留意事項を確認しています。

各学校におかれては、この説明会を受け、後ほど説明するチェックリストの提出をお願いします。

また、「3. 安全に講義を実施するために」で説明しているとおり、受講する児童生徒へのアナウンスや保護者への通知、配慮すべき児童生徒がいる場合はその対応をお願いします。

講義実施についてです。

当日は「3. 安全に講義を実施するために」で説明しているとおり、

受講中の児童生徒へのフォローをお願いします。

また、実績報告書の提出の際に必要なため、写真撮影をお願いします。

児童生徒の顔を写す必要はありません。

講義実施後についてです。

速やかに「実績報告書」の作成・提出をお願いします。

また、「3. 安全に講義を実施するために」で説明しているとおり、

児童・生徒から相談があった場合の対応をお願いします。



ありがとうございました

説明は以上です。
ご視聴ありがとうございました。

性暴力対策アドバイザー派遣事業について (講義説明編)

福岡県 生活安全課
性暴力・犯罪被害対策係

この動画では、「性暴力対策アドバイザー派遣事業」の講義を受けるに当たっての確認事項について説明します。

説明項目

1. 授業の展開例
2. 使用テキスト及び事例選択について
3. 安全に講義を実施するために
4. 講義実施前後に学校において実施すべき事項

説明項目は「1. 授業の展開例」「2. 使用テキスト及び事例選択について」「3. 安全に講義を実施するために」「4. 講義実施前後に学校において実施すべき事項」の4項目です。

1. 授業の展開例

高等学校

時間	主な内容	留意点
導入 5分	1. 講師の自己紹介 2. 受講上の注意点	○受講中に不調を来して退出したい等の場合に学校の教師に申し出て良いこと等を伝える。
展開 35分	1. 授業のねらいや全体像を知る 2. 講師からの講義	○授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像を説明する。
まとめ等 10分	1. 全体のまとめ 2. 質疑応答	○講師から、特にこれだけでも覚えておいてほしいということを改めて強調する。

39

(高等学校)

「1. 授業の展開例」について説明します。

まず、講師の自己紹介を行った後、「受講中に具合が悪くなり、退出したい場合は、教師に申し出をしてよいこと」等、授業に当たってのお願いについてお話しします。

次に、授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像について説明を行い、講義に入ります。

最後に、全体のまとめを行い、質疑応答があれば対応します。
以上が授業全体の流れです。

配布資料は、事例を除いたテキストと、授業の中で案内がある、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」のカードの2点です。

授業日までに、生活安全課から学校に郵送しますので、授業の際に配布してください。

2. 使用テキスト及び事例選択について

- ・使用テキストについては、事前に配布している「高等学校 性暴力対策アドバイザー授業の手引き」を御確認ください。
- ・「授業の手引き」は福岡県生活安全課のホームページにも掲載しています。

(高等学校)

「2. 使用テキスト及び事例選択について」説明します。

事前に配布している「高等学校 性暴力対策アドバイザー授業の手引き」をあわせて御確認ください。

今からお示するテキストは、県のホームページに手引きとして公表していますが、無断転載と二次転用禁止となっておりますので、ご注意ください。

性暴力の実態と社会の取り組み

お話しすること

- 「境界線」の話
- 性暴力とは
- 被害後の影響
- 「二次被害」について
- もしあなたが性暴力にあったら
- もし友達が性暴力にあったら

あなたのからだはあなたのもの、
あなたのこころもあなたのもの。

自分がどうしたいかは、自分で決めていいんです。

「境界線」

自分のまわりには、勝手に入がってはいけない
個人的な空間がある。
自分と相手の人との、目には見えない「境界線」、
見えない透明バリア。
この透明バリアで、安心や安全が守られている。

境界線は
自分を守る・
相手を守る透明バリア。



テキストについて簡単に説明します。

高等学校のテキストのタイトルは「性暴力の実態と社会の取り組み」です。

授業でお話しすることは、おおきくわけて6点で、「境界線」の話、性暴力とは、被害後の影響、「二次被害」について、もしあなたが性暴力にあったら、もし友だちが性暴力にあったら、です。

まずはじめに、「あなたのからだはあなたのもの あなたのこころもあなたのもの」という、授業を進める中での基本の考えを示します。

その後に「境界線」の概念を、自分を守る、相手を守る透明バリアと示します。

いろいろ「境界線」

- 「からだの境界線」
 - 裸足、お風呂の湯温など、あなたが決められる。
- 「おもちゃや考え方の境界線」
 - どんな気持ちも持っていていい。
 - 相手を大切にすれば、あなたも決められる。
- 「持ち物の境界線」
 - 持ち物やお金にも境界線がある。
- 「時間・空間の境界線」
 - 時間をどう使うか、どう過ごすかは、あなたが決められる。
- 「性の境界線」
 - 相手の性行為は自分だけのもの。

自分の「境界線」を守るために

- 「イヤ」だと相手に伝える。
- その場を離れる
- 信頼できる大人に、話してみる

相手の「境界線」を守るために

- 相手も「イヤ」と言っていない。
- 「イヤ」って言われると・・・ツライ。でも、あなた自身のことが「イヤ」ではない。
- 相手の「イヤ」を受け入れることは、相手を大事にするということ。

「性の境界線」をこえるときの確認

キスやハグなどをするとき、お互いの気持ちを確認すること
「性的同意」

- ✓ 言葉でお互いの気持ちを確かめ合うこと。
- ✓ パートナー同士であったとしても、性的行為をすることは義務ではない。
- ✓ 性的行為をする／しないを決めるのは自分自身。



いろいろな「境界線」があることを説明しながら、「境界線」の大きさや形・強さは人それぞれであることを伝えます。

その後、自分の「境界線」を守るために選んでいいことをここでは3点、『イヤ』だと相手に伝える、その場を離れる、信頼できる大人に話してみる、を権利として提示します。続いて、相手の「境界線」を守るために、相手の「イヤ」を受け入れることが大切だということを共有します。

「性の境界線」をこえるときの確認、という説明で「性的同意」について大切なポイントを共有します。

性暴力とは

あなたが望まない・同意のない
性的な行為や発言はすべて性暴力。



プライベートゾーンとは？

体操服でかくれるところと口。



いろいろな性暴力 - カラダに直接触れる性暴力 -

- 痴漢
- レイプ
- デートDV
- 家庭内での性的虐待 など

※デートDVは、文部科学省のホームページで

いろいろな性暴力 - カラダに直接触れない性暴力 -

- 裸へのからかい、性的な言葉
- 着替えやトイレ、入浴をのぞく
- 下着を盗む
- 赤面に理由をかける
- 性的な動画や性行為をさせる
- 盗撮
- 裸の写真などをSNS等で送りつける、送らせる、公開する
- ストーカー行為 など

その後、性暴力の定義を明確に示し、具体的な性暴力の例を、身体に直接触る性暴力と、身体に直接触らない性暴力にわけて示します。



- 被害は身近で発生している
- 被害者の関係性
- 家族内・近所内
 - 職場・アルバイト先での関係者との関係性
 - 学校・大学の関係者(講師、先輩、同級生)との関係性
 - 知人・友達・恋人関係
 - 近所・近所関係(近所)
 - SNSやインターネット上で知りあふ人
- ※ 最も多い関係性は、10代
- 知っている人・身近な人が被害

事例

知っている人からの被害

アルバイト先での出来事

※ 被害者さんご本人、女性

性暴力の認知件数や、被害が身近な関係性の中で起こりやすいという特徴があることを示しながら、性暴力の当事者や関係者になり得るという現状について共有します。

その後に、被害後の影響について理解することを目的として作成したストーリー性のある事例を紹介します。

「アルバイト先での出来事」、



被害後の影響

どんな反応が、どのくらい出るかは人それぞれ。
反応が出たとしてもそれは自然なこと。
本人だけでなく、家族や周りの人にも影響が広がることもある。
長期にわたって影響が続くこともある。

「二次被害」

例えば、

- 「それって本当？」など信じてもらえない
- 「あなたが悪い」「そんなところへ行ったから」など被害にあった人の責任にされる
- 様々な場面でも何度も繰り返し話させられる
- 周囲の人々のうわさ話、報道によるプライバシー侵害 など



「電車の中の出来事」の2つの事例からひとつを選択します。
事例を選択する際の留意点については、後ほど説明します。
事例を振り返りながら、被害後の影響として様々な反応が生じることについて共有しま
す。

その後、「二次被害」という、被害にあった後に、周囲やマスコミからの無理解や心ない
言動、被害のことを繰り返し話さなければいけないなど、更に傷つく場面があることを説
明した上で、

正しい知識を持つ

正しい知識

正しい知識を持つことで、
不安や心配を減らすことができ、
被害に遭った場合、被害状況を
適切に伝えたり、助けを求めたり
することができるようになります。

正しい知識

正しい知識を持つことで、
被害に遭った場合、被害状況を
適切に伝えたり、助けを求めたり
することができるようになります。

その情報あってる？

TwitterやLINE、Facebookなど、メディアからの情報は
大げさに誇張しているものもある。

- 「これって本当？」「なんか違うよね」という感覚を大事に
- 正しい情報を選んでいこう



正しい情報を選んでいこう



被害に遭った場合、被害状況を適切に伝えたり、助けを求めたりすることができるようになります。



もし性暴力にあったら あなたに選べること

逃げる
距離をとる



大人に
相談する

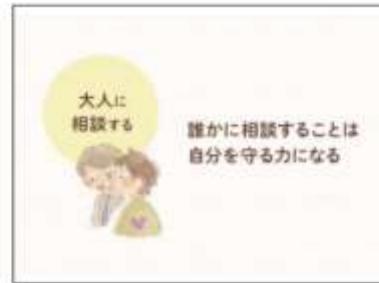


病院・警察
など



その「二次被害」を防ぐためにも、性暴力について正しい知識を持つことが必要であることを示します。具体的な正しい知識をいくつか例示し、正しい情報につながっていく重要性を共有します。

その後、もし性暴力にあったときに選べることとしてここでは3点、逃げる・距離をとる、大人に相談する、病院・警察ができること、を伝えます。



先程あげた3点について、それぞれ具体的な方法や内容を示します。
 大人に相談する方法のひとつとして、性暴力被害者支援センター・ふくおかを案内します。
 病院ができることとして、からだのケアでは性感染症の検査や緊急避妊ピルがあることについても触れます。

警察

✓ 加害者を処罰してほしいとき 

✓ 犯罪として調べてほしいとき 

通っているときに、相談することもできます
#8103 (ハートさん) 性犯罪被害相談電話

友達から相談を受けたとき 

- 話をゆっくり聴く
- 相手のペースを守ること
- 信頼できる大人への相談をすすめる

あなた自身が抱え込まないでください

あなたのからだはあなたのもの、
あなたのこころもあなたのもの。

自分がどうしたいかは
自分で決めていいんです。 

警察ができることのところで、#8103(ハートさん)という性犯罪被害相談窓口が設置されていることも教示します。

友だちから相談を受けたとき、できることとして、相手のタイミングやペースを守る、というポイントを示しながら、ひとりで抱え込まないでいいこと、相談につながってほしいことを伝えます。

最後、改めて「あなたのからだはあなたのもの あなたのこころもあなたのもの」という大切にしたい基本の考え方を示し、この授業は終わります。

【事例選択について】

○アルバイト先の出来事／電車の中の出来事

※校内で似た事案が発生している場合は、
異なる事例を選択してください

先程の全体の説明でも触れましたが、
事例については2つあります。
校内で似た事案が発生している場合は、異なる事例を選択してください。

プライベートゾーンが
"体操服で隠れる部分"なのは、どうして？

"水着で隠れる部分"という説明だと、
身体的な性差（性別）によってプライベートゾーンは違う
という考え方が基本にあるように捉えられる。

からだ・気持ちや考え方
性のことを考えるとき、
まずは人として対等であること、
大切なところは誰でも同じ、
を前提として考えていきたいから。



続いて、プライベートゾーンについて、
一般的には「水着で隠れるところ」とされることが多い中で、このテキストでは「体操服で
隠れるところ」としている理由について説明します。

水着で隠れる部分という説明だと、女性・男性という身体的な性差でだいじなところは違
う、という考え方が基本にあるように捉えられるためです。
からだ、気持ちや考え方、性のことを考えるとき、性差に関わらず、まずは人として対等
であることを示すために、プライベートゾーンは「体操服で隠れるところ」と説明していま
す。

3. 安全に講義を実施するために

◇性暴力とは(「福岡県 性暴力根絶に向けた指針」から抜粋)

性暴力とは、望まない・同意のない性的な行為や発言である。
性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害である。

【性暴力の例】

- ・同意のない、体への接触
- ・同意なく、身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行うこと
- ・痴漢、盗撮、着替えやトイレ・入浴をのぞくこと
- ・性的な画像や写真等を見せる、送りつける及び送るよう要求すること並びにネットに配信すること
- ・性的な冗談やからかい、AVへの出演強要、セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為

51

続いて、安全に講義を実施するためにお願いしていることについて説明します。

まず、安全に講義を実施するために、前提として知っておいていただきたい「性暴力」についてお話をします。

性暴力とは「望まない・同意のない性的な行為や発言である。性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害で」す。

性暴力の具体的な例は、

- ・同意のない、体への接触
- ・同意なく、身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行うこと
- ・痴漢、盗撮、着替えやトイレ・入浴をのぞくこと
- ・性的な画像や写真等を見せる、送りつける及び送るよう要求すること並びにネットに配信すること
- ・性的な冗談やからかい、AVへの出演強要、セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為 です。

3. 安全に講義を実施するために

○事前準備

- ・保護者向け通知を発出
 - 保護者に対して、講義を実施する趣旨や講義の概要等の説明
 - 児童生徒に配慮が必要な場合は学校に相談してもらうよう通知
(参考:実施要項 資料2「保護者通知文書の例」)
 - 配布の際は、受講児童生徒への事前アナウンスを行う
(参考:実施要項 資料3「受講児童生徒への事前アナウンスの案」)
- ・児童生徒や保護者から相談があった場合、学校で被害事実について把握している場合
 - 事前に児童生徒に個別に面談を行い、当該児童生徒が講義に参加する意向があるかどうか確認し、当該児童生徒が参加する場合は方法や必要な対応等について検討
(参考:実施要項 資料4「個別対応が必要な児童生徒への対応について」)

具体的な対応について説明します。
実施要項をあわせてごらんください。

事前準備として「保護者向け通知の発出」及び「相談があった場合の個別対応」をお願いしています。

授業実施前に、保護者向け通知の発出をお願いしています。
実施要項資料2「保護者通知文書の例」を参考に、
講義を実施する趣旨や講義の概要等について、お知らせしてください。
また、児童・生徒に配慮が必要な場合には、学校に相談してもらうようにしてください。
通知の配布の際は、実施要項資料3「受講児童生徒への事前アナウンスの案」を参考に、アナウンスをしてください。

実際に、児童・生徒や保護者から相談があった場合、また、学校が現時点で被害事実について把握している場合は、
実施要項資料4「個別対応が必要な児童生徒への対応について」を参考に御対応をお願いします。

3. 安全に講義を実施するために

○講義実施

・講義中

→児童生徒の表情や様子を見守り、具合が悪そうな時は声掛け

○講義実施後

・児童生徒から被害の相談があった場合

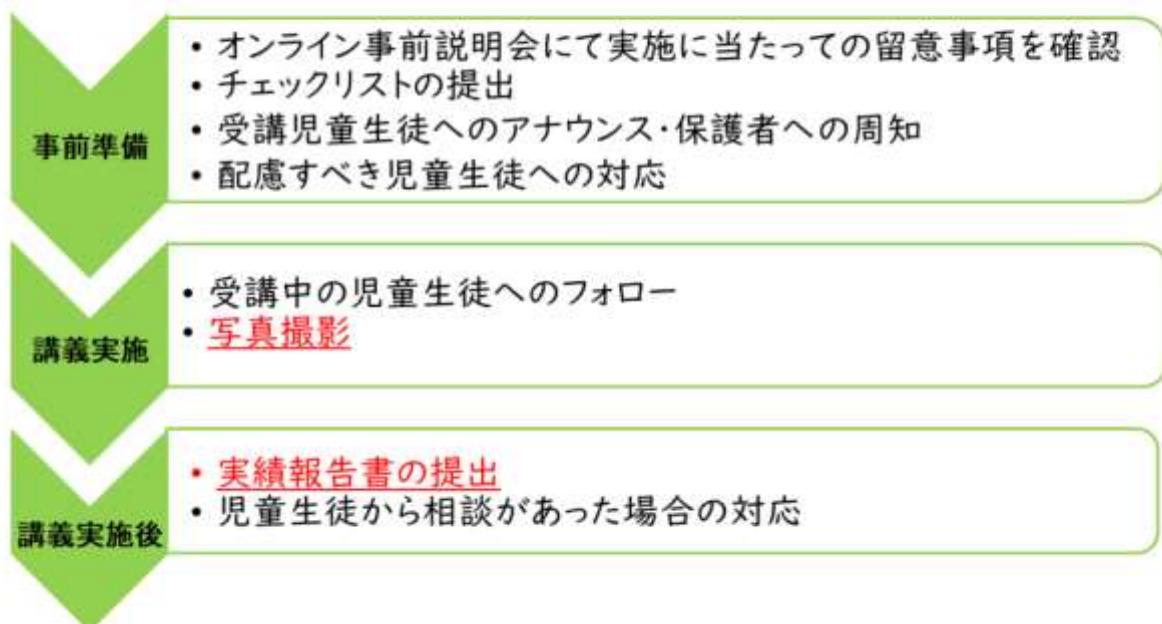
→被害について聞きすぎないようにする

→市町村や県・市町村教育委員会、児童相談所、
性暴力被害者支援センター・ふくおか等につないてください。

講義実施の際には、児童・生徒の様子を見守り、具合が悪そうな時は声をかけてください。

講義実施後に、児童・生徒から被害の相談がある場合があります。
先生が被害について聞きすぎないようにして、市町村や県・市町村教育委員会、児童相談所、
性暴力被害者支援センターふくおか 等につなぐようにしてください。

4. 講義実施前後に学校において実施すべき事項



54

「4. 講義実施前後に学校において実施すべき事項」について説明します。

事前準備についてです。

本オンライン事前説明会で、実施に当たっての留意事項を確認しています。

各学校におかれては、この説明会を受け、後ほど説明するチェックリストの提出をお願いします。

また、「3. 安全に講義を実施するために」で説明しているとおり、受講する児童生徒へのアナウンスや保護者への通知、配慮すべき児童生徒がいる場合はその対応をお願いします。

講義実施についてです。

当日は「3. 安全に講義を実施するために」で説明しているとおり、

受講中の児童生徒へのフォローをお願いします。

また、実績報告書の提出の際に必要なため、写真撮影をお願いします。

児童生徒の顔を写す必要はありません。

講義実施後についてです。

速やかに「実績報告書」の作成・提出をお願いします。

また、「3. 安全に講義を実施するために」で説明しているとおり、

児童・生徒から相談があった場合の対応をお願いします。



ありがとうございました

説明は以上です。
ご視聴ありがとうございました。